

「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針を定めた件」の一部改正案について

平成22年2月
農林水産省林野庁林政部木材利用課
経済産業省製造産業局住宅産業窯業建材課
国土交通省総合政策局建設業課
環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 背景

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）附則第4条においては、「施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされています。これを受けて、今般、同法第3条の規定に基づき「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針を定めた件」（平成13年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）について、所要の改正を行う予定です。

2. 改正の概要

＜前文＞

- 建設工事に係る資材の有効な利用の確保や廃棄物の適正な処理により目指すべき方向性として、「生活環境の保全と健全な経済発展の長期的な確保」に加えて「循環型社会の形成の推進」を位置付け。

一 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的方向

2 関係者の役割

- 建設資材の製造に携わる者の役割として、端材の発生抑制、材質や品質等の表示、分別解体等や再資源化等が困難となる素材の非使用等のこれまで進めてきた取組に加えて、「分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となる構造の建設資材の開発及び製造」にも取り組む必要がある旨を明記。

3 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本的方向

- 特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、「有害物質を含む建設資材について、関係法令に基づいて適正に調査及び除去がされる必要がある」旨を明記。
- 建設資材廃棄物全体の再資源化等率の向上を図るためには、特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する取組をより一層徹底することに加えて、「特定建設資材廃棄物以外の建設資材廃棄物の再資源化等についても、再資源化の可能性を踏まえつつ、取組を

進めていく必要がある」旨を明記。

二 建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

- 建設資材廃棄物の排出の抑制の促進のための方策として、「排出の抑制の取組やその効果等に関する実態の把握に努め、情報の蓄積、共有及び周知を積極的に図る」、「再使用の取組に関する実態の把握に努め、情報の蓄積、共有及び周知を図る」旨を明記。

2 関係者の役割

- 全ての関係者の役割として、「建設資材廃棄物の排出の抑制に際しては、建築物等のライフサイクル（計画から始まり、設計・施工・運用・改修などを経て、解体・再資源化・廃棄に至るまで）を考慮する必要がある」旨を明記。また、具体的に実施すべき取組の一つとして「既存のストックの活用等の維持管理・修繕段階における取組」を位置付け。
- 国の役割として、「排出の抑制に関する情報の蓄積や周知に努めること」、建設工事の発注者となる場合に加えて「自ら建築物等の所有者となる場合にも建設資材廃棄物の排出の抑制に率先して取り組む」旨を明記。

三 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定その他特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項

1 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定に関する事項

- 平成27年度における再資源化等率の目標を次のとおり変更。
 - ・ コンクリート塊（コンクリートが廃棄物となったもの並びにコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったものをいう。） 98%以上
 - ・ 建設発生木材（木材が廃棄物となったものをいう。） 95%以上
 - ・ アスファルト・コンクリート塊（アスファルト・コンクリートが廃棄物となったものをいう。） 98%以上

2 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項

- コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の再資源化等に当たっては、今後、建設投資の減少に伴って再資源化製品の受入量が減少した場合にも、再資源化が後退することのないよう引き続き取り組む必要がある旨を明記。
- 建設発生木材について、原材料として利用することが困難である場合には「木質バイオマス発電施設等における固形燃料や、燃料チップ、エタノール等の液体燃料」として利用する必要がある旨を明記。
- 石膏ボードについて、再資源化を更に促進するため、「解体工事等の現場にて分別の徹底を行う」、「実態調査の実施、再資源化に関する技術開発、再資源化ルートの拡大、再資源化製品の需要の喚起を図ること等により、再資源化を促進する」、「石膏ボード原料に占める廃石膏ボードの割合をさらに向上させる技術開発に取り組む」必要がある旨を明記。

四 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に関する事項

1 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用についての考え方

- 「建設業以外の産業に由来するものも含めて再生資材の利用の推進に努めていくことが重要であり、資材の有効な利用の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、取組の一層の推進を図る必要がある」旨を明記。

六 その他特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する重要事項

1 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に適切に反映させるための事項

- 分別解体等に要する必要の適正な負担がなされるよう、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、「元請業者と下請業者の間で適切に契約が締結される必要がある」旨を明記。

2 各種情報の提供等に関する事項

- 「建設資材に関する情報や建設資材廃棄物の発生から再資源化にかけての一連の流れについて関係者が把握できるよう情報システムの整備を行うことが必要である」旨を明記。

3 分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程における有害物質等の発生の抑制等に関する事項

- 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に従い、建築物等の解体工事を請け負おうとする者は、当該建築物等における第一種特定製品に該当する業務用のエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器の設置の有無を確認し書面を交付して発注者に説明する必要がある、発注者は自ら又は他の者に委託してこれらの機器に冷媒として充てんされているフロン類を第一種フロン類回収業者に引き渡すことによりフロン類の大気への排出を未然に防止する必要がある」旨を明記。

4 環境への負荷の評価についての考え方

- 建設リサイクルの推進に当たっては、地球温暖化の防止の観点から、温室効果ガスの削減効果等について調査研究を進める必要がある旨を明記。

<その他>

- 文言の整理等、所要の改正を実施。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布 ： 平成22年3月下旬

施 行 ： 公 布 の 日

（以 上）